

第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務
公募型プロポーザル 募集要項

1 趣旨

第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務委託について、公募型企画提案(プロポーザル)方式により選定するため、必要な事項を定める。

2 目的

北谷町では令和元年度に5年計画(令和元年度～令和5年度)である第1次北谷町観光振興計画(改訂版)(以下、「現計画」という。)を策定した。現計画策定後すぐに新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、本町観光産業もその影響を大きく受けた。それにより、観光を取り巻く社会情勢は大きく変化し、旅行者の新たな価値観、日常生活における行動変容の顕著化や、物価高騰が与える観光産業への影響、観光人材不足に代表される観光関連事業者の経営課題、観光振興の新たな財源の確保など、観光産業を取り巻くあらゆる環境変化があり、それらを捉えた新たな計画の策定及び計画に基づく施策の具現化が求められている。そのため、現計画の評価・検証、それに基づく具体的施策等を反映した第2次北谷町観光振興計画案(以下、「計画案」という。)の策定を予定している。

そこで、令和6年度は現計画の評価・検証、それに紐づく課題整理等を行い、令和7年度に予定している計画案の策定へつなげることを目的とする。

3 業務概要

- (1)業務名：第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務
- (2)業務内容：第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務仕様書のとおり
- (3)履行期間：契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (4)履行場所：北谷町内
- (5)提案上限額：8,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (3)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4)国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までの規定に該当していない者であること及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を

有する者でないこと。

(6)本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間でないこと。

(7)事務所等を日本国内に有していること。

(8)共同企業体（コンソーシアム）に係る留意点

ア 共同企業体とは、共同企業体協定書(以下「協定書」という。)に基づき、本業務を構成員が共同で行い、記載する事項を構成員相互で遵守するものとする。

イ 共同企業体により参加表明する場合は、構成する団体すべてが日本国内に事務所を有し、幹事企業を定めること。

ウ 共同企業体により参加表明する場合は、本要項「6 提出書類」に記載するアについては、共同企業体名称で記載し、押印及び担当者欄は幹事企業でもって押印・記載すること。

エ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。

オ 単独で参加表明する者は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 プロポーザルに係る手続き

(1)スケジュール

スケジュールについては下記のとおりとする。ただし【予定】となっているものは、変更になる場合がある。

項目	期日または期間
募集開始および質問受付開始	令和6年5月31日(金)
質問の受付期限	令和6年6月10日(月)
質問の回答	令和6年6月12日(水)
参加表明書等の提出期限	令和6年6月17日(月)
第一次審査(書類審査)の結果通知	令和6年6月27日(木)【予定】
第二次審査(プレゼンテーション)の実施	令和6年7月1日(月)【予定】
第二次審査の結果通知	令和6年7月4日(木)【予定】
契約	令和6年7月上旬【予定】

(2)配布資料

配布資料は、次のとおりとし北谷町公式ホームページに掲載する。

ア 第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務公募型プロポーザル募集要項

イ 第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務仕様書

ウ 参加表明書(第1号様式)

エ 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する誓約書(第2号様式)

オ 会社概要書(第3号様式)

カ 受託業務実績書(第4号様式)

- キ 共同企業体結成届出書(第5号様式)
- ク 質問書(第6号様式)
- ケ 参加辞退届(第7号様式)
- コ 第1次北谷町観光振興計画(改訂版)

6 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類は原則A4とすること。

提出書類	様式	提出部数
ア 参加表明書	第1号様式	1部
イ 暴力団または暴力団員等でないこと等に関する誓約書	第2号様式	1部
ウ 会社概要書 ※次の(ア)から(エ)を添付すること(写し可) (ア) 登記事項全部証明書 (イ) 国税及び地方税(都道府県税及び市町村税)に係る納税証明書 (ウ) 印鑑証明書(参加表明書の押印分) (エ) 直近2年分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) ※上記(ア)から(ウ)については、参加表明書提出前3か月以内のものとする	第3号様式	1部
エ 受託業務実績書 ※過去10年間に地方公共団体から受託した同種または類似業務実績を最大10件まで記載	第4号様式	9部
オ 共同企業体結成届出書 ※共同企業体を構成する場合のみ ※共同企業体協定書(任意様式:写し可)及び、イ、ウに掲げる書類を構成員全員分提出すること。	第5号様式	1部
カ 企画提案書 ※製本(ファイル綴じ等)し、本要項「1.1 審査の評価項目」の項目に合わせて作成すること。 ※ページ数は20ページ程度に整理すること。	任意様式	9部
キ 業務実施体制図	任意様式	9部
ク 業務工程表	任意様式	9部
ケ 見積書 ※仕様書の業務内容ごとに経費を分けて詳細を記載すること ※契約時に、各積算費用の単価・内訳等を求める場合がある	任意様式	9部

(2) 提出期限

令和6年6月17日(月)午後5時

(3) 提出方法

持参または書留郵便による郵送とする。なお、持参による受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時とする。ただし、正午から午後1時を除く。郵送による受付時間は提出期限までの必着とする。

(4) 留意事項

ア 提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。

イ 企画提案書等は、参加表明書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、必要に応じて参加表明書提出者に追加資料を求めることがある。

7 質問受付及び回答

本業務に関する質問は、Eメールによるものとする。

(1) 提出方法と書類

質問書(第6号様式)にて、観光課あて電子メールで提出すること
syoukoukankou@chatan.jp

(2) 受付期限

令和6年6月10日(月)午後3時

(3) 回答方法及び回答日

すべての質問をとりまとめ、一括してホームページで回答する。回答日は令和6年6月12日(水)午後5時を予定する。

8 審査方法

審査は、第1次北谷町観光振興計画(改訂版)評価・検証業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) 第一次審査(書類審査)

参加表明書提出者について、提出された書類を基に参加資格を含む審査を行う。なお、5者以上の参加表明書提出者があった場合は、4者程度に選定するものとし、審査の結果は文書にて通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

ア 日程

令和6年7月1日(月)

※プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

(ア) 20分以内の説明の後、10分程度の質疑応答を行う。

(イ) 参加者側の出席者は3名以内とする。

(ウ) プレゼンテーションに際し、資料や映像の投影を可とする。ただし、スクリーンとプロジェクターは町が設置し、パソコンは参加者が準備すること。

(エ)説明に際して、用いることが出来る資料は、提出した企画提案書のみとし、追加の資料は認めない。

(3)選定及び結果通知

ア 選定

審査委員会において審査し、優先交渉権者、次順位交渉権者を選定する。ただし、順位や採点結果、選定理由を含む審査委員会の内容は公表しない。なお、審査の結果、交渉権者を選定しない場合がある。

イ 結果通知

第二次審査参加者に対し、別途審査結果を通知する。

(4)優先交渉権者との協議

優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権と協議するものとする。

9 契約締結

優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

10 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
- (3)見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (4)審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (5)その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

1.1 審査の評価項目

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
1 基本認識	基本認識	本業務を行うにあたっての基本認識を持っているか。また、仕様書を十分に理解できているか。	10
2 企画提案	①計画の整理	現計画と現在における関連計画との関係性及び内容が十分に整理できているか。	70
	②評価・検証	効果的な手法により、現計画を十分に評価・検証、課題を整理できる提案となっているか。	
	③課題整理	効果的な手法により、今後の本町観光振興における課題を整理できる提案となっているか。	
	④方向性案の提案	①から③をふまえた的確な方向性案の提案となっているか。	
3 実績・実施体制等	①実績	過去10年以内に本業務と同種または類似業務の実績があるか。	15
	②実施体制・スケジュール	十分な知見（経験）を有しているものを配置し、適正な人員体制であるか。スケジュールは明確で、期間内で円滑に確実に遂行ができる内容であるか。	
4 積算	見積価格	業務内容における費用積算（見積価格）は経済的かつ合理的な積算であるか。	5

1.2 留意事項

(1) 提出書類の取り扱い

提出された企画提案書等の書類は、受託者決定後に町にて破棄する。

(2) 参加に係る費用の負担

本公募への参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 参加表明書提出後、都合により辞退する者は参加辞退届(第7号様式)を提出すること。

イ 本要項に定めのない事項については、町及び審査委員会等において協議し、決定するものとする。

1.3 問い合わせ及び書類の提出先

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町建設経済部 観光課観光係 担当：知念

電話：098-982-7714 Eメール：syoukoukankou@chatan.jp